

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月26日
【会社名】	セブンシーズホールディングス株式会社
【英訳名】	SEVEN SEAS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤堂 裕隆
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山三丁目 8 番37号
【電話番号】	03-5771-8531
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 関 裕司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山三丁目 8 番37号
【電話番号】	03-5771-8531
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 関 裕司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 2,644,876,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,653,048株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。（注3）

（注）1．平成25年8月26日（月）開催の取締役会の決議によります。

2．振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3．平成25年6月28日開催の当社第9回定時株主総会において株式併合及び定款一部変更が決議されており、平成25年10月1日をもって、現行株式100株が1株に併合され、単元株式数が1,000株から100株へ変更されます。そのため、上記発行数は株式併合後の株数で記載しております。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	1,653,048株	2,644,876,800	1,322,438,400
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,653,048株	2,644,876,800	1,322,438,400

（注）1．株主割当の方法によります。平成25年10月16日（水）最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき2株の割合をもって、平成25年12月20日（金）を割当日とし割り当てます。

2．発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、1,322,438,400円であります。

3．「発行数」、「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」は、失権株式が生じた場合には減少いたします。

4．募集の目的及び理由

当社グループは、当社及び連結子会社5社の計6社で構成されており、出版事業に係る出版コンサルティング事業、雑誌販売事業、広告代理店業務、コンビニエンスストア向けの商材販売等を行う「メディア&マーケティング事業」、タクシー会社向けモバイル決済端末の開発・販売を行う「カードソリューション事業」、不動産担保付債権を主とした債権の買取り及び回収業務を行う「サービサー事業」を営んでおります。

当社グループは、昨年度、サービサー事業にかかる許認可を取得して事業を開始する一方、メディア&マーケティング事業については出版市場縮小等のため出版事業を営む子会社の売却、事業譲渡等の再編をすすめておりました。平成26年3月期第1四半期累計期間（平成25年4月1日～平成25年6月30日）において、メディア&マーケティング事業にかかるセグメント損益につき営業損失6百万円（前年同四半期は営業損失110百万円）となり、サービサー事業においても四半期ベースで初めてセグメント利益7百万円（前年同四半期は営業損失10百万円）を計上するなど、当社グループにおいては、事業再編・新規事業により損益が改善しつつあります。

その結果、平成26年3月期第1四半期連結累計期間の損益については、営業利益2百万円（前年同四半期は営業損失129百万円）、経常利益0百万円（前年同四半期は経常損失140百万円）、四半期純損失9百万円（前年同四半期は四半期純損失107百万円）となり、ここ数年続いていた事業再編が完了したことに伴い、業績は回復傾向にあります。

当社は、昨年度のサービサー事業開始にあたり、債権買取り資金等を調達するため、株主割当増資を行っております。概要としては平成24年3月31日を割当基準日とし、1株につき1.8株の割当率、1株につき発行価額12円という条件にて実施した結果、応募率39.8%、発行総額1,040百万円に対して414百万円の資金を調達し、サービサー事業を行う当社子会社のセブンシーズ債権回収株式会社に貸付を行いました。

同社は、その調達資金を活用し、不動産担保付債権を取得し、不足分（約6億円）は当社からの貸付及び債権回収に

よる資金の再投資等により資金を補填し、概ね予定通り事業を展開することができました。

その結果、平成26年3月期第1四半期累計期間（平成25年4月1日～平成25年6月30日）において、サービス事業において売上高338百万円に対してセグメント利益7百万円を計上するに至りました。

こうしたサービス事業の状況を踏まえ、平成25年8月9日開催の当社取締役会において当社グループは、その経営方針として、サービス事業に注力し、より多くの不動産担保付債権を買い取ることにいたしました。

サービス事業は、一般的に金融機関が有する不良債権の受け皿としての役割を果たす使命がありますが、当社子会社のセブンシーズ債権回収株式会社の取扱債権としては、金融機関が有する不動産担保付債権を中心とし、四半期ごとに実施される入札参加により債権を取得いたします。また、取得債権の価格としては、概ね1件につき10～50百万円程度であり、取得後1年程度で回収することを基本方針としております。

昨年度において、地方銀行及び信用金庫を中心に8行と取引実績があり、今年度において15行程度の追加取引ができる状況下であり、許認可取得後、実質1年強の営業期間ながら、事業の進捗は順調に推移しております。

今後さらにサービス事業を拡大していくためには、債権の取得が不可欠ではありますが、不動産担保付債権の買取り金額は、1回の入札で数十件となることも多いことから高額となるため、相当規模の債権の買取り資金を要します。

そこで、入札時期が集中する四半期末に資金需要が高まる傾向にあることから、不動産担保付債権の買取り資金を調達するため、下記資金調達方法の検討を行った結果、株主の皆様にとって平等かつ公平な手法である株主割当増資を行うことといたしました。

#### 他の資金調達方法との比較

##### (A) 金融機関からの借入れ

複数の金融機関に借入れの打診を行いました。が、通期決算の黒字化が未到来等の理由から新規融資は困難との回答を受け、採用に至りませんでした。

##### (B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段ではありますが、公募増資を実施することによる既存株主の持分の希薄化の影響等に鑑み、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

##### (C) 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当ては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があり、また、既存株主の持分の希薄化の影響及び具体的な引受先もない為、検討から除外することといたしました。

##### (D) ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型）

ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型）は、全株主の皆様保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割り当て、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。また、当該新株予約権は上場され、行使されない株主様にとっても市場で売買することにより、持ち分の希薄化に対する不利益を補うことが可能となります。

この点、新株予約権1個あたり1株を目的とし、株式併合後1株あたり2個の新株予約権を割り当てることを前提にしますと、新株予約権証券についても、市場でお取引いただける最低限の数（売買単位）は、100個となります。（当社が新株予約権証券を上場させた場合、その売買単位は、当社単元株式数と同一となり、株券の売買単位と同一でなければなりません（東京証券取引所業務規定第15条第(1)号aご参照）。また、ご案内のとおり東京証券取引所所有価証券上場規程第445条の2は「上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数を100株とするよう努めるものとする。」としており、当社はこれに従って平成25年10月1日付で単元株式数を100株とする予定です。）

従って、当社において新株予約権証券を売却するには、現時点で5,000株超、平成25年10月1日の株式併合後で50株超の株式を保有する必要があります。

しかしながら、売買単位以上の新株予約権証券を取得できる株主様の数は、当社の平成25年3月末日時点の株主総数3,810名中わずかに1,496名にとどまり、その割合は39.2%と低く、実質的に過半数の株主が、ライツ・オフアリングの最大のメリットである新株予約権証券を売却できないこととなります。

他方、従来の株主割当増資は、当社においてもすでに昨年実施済みであることから、実務経験やノウハウを有している上、当社の株主の皆様にも一定程度のご理解をいただいております。総合的に勘案して、株主割当増資が適切であると判断いたしました。

#### (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
-------------	--------------	------------	------	--------------	------

1,600 (注3)	800 (注3)	100株	平成25年11月25日(月)から 平成25年12月6日(金)まで	1株につき 1,600 (注4、5)	平成25年12月20日(金)
---------------	-------------	------	-------------------------------------	--------------------------	----------------

(注) 1. 株主割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 平成25年6月28日開催の当社第9回定時株主総会において株式併合及び定款一部変更が決議されており、平成25年10月1日をもって、現行株式100株が1株に併合され、単元株式数が1,000株から100株へ変更されます。
3. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
4. 申込方法は、申込期間内に株式申込証に申込証拠金を添えて、後記、申込取扱場所に申込みものとします。
5. 申込証拠金は、払込期日に新株払込金に振替充当することとし、申込証拠金には利息をつけません。
6. 申込期間内中に株式の割当を受ける権利を有する株主が所定の申込をしないときは、当該株主は株式の割当を受ける権利を失い、当該株主への新株式の割当は行いません。失権株式については、募集を打ち切り再募集はいたしません。
7. 発行価格は、全株主に対して公平性があるものの、あまり極端なディスカウント率は適正な株価形成、同時期に実施する株式併合にも悪影響があると考えております。

当社の実勢株価の目安として、直近3か月(平成25年5月24日から平成25年8月23日)の東京証券取引所における最終取引価格の単純平均が21.46円であり、株式併合を考慮すると2,146円となる点を参考にしつつ総合的に勘案した結果、より多くの株主様に本株主割当増資をお引き受けいただけるように1,600円と決定いたしました。直近3か月の東京証券取引所における最終取引価格の単純平均である21.46円(株式併合考慮後2,146円)を基準としたディスカウント率は25.4%、直近の東京証券取引所における最終取引価格21円(株式併合考慮後2,100円)を基準としたディスカウント率は23.8%となっております。

なお、当社は本件増資により10億円程度の調達を希望しており、本件増資の応募率を昨年度の株主割当増資の応募率である39.8%(株式数ベース)と仮定すると、最大調達額を26億円程度とする必要があります。そのため、26億円調達する前提で、割当比率1:1(発行新株式数826,524株)の場合は発行価額3,145円、同1:2(発行新株式数1,653,048株)の場合は発行価額1,572円、同1:3(発行新株式数2,479,572株)の場合は発行価額1,048円となることから、1:2の割当比率が適正と判断いたしました。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋一丁目15番1号

(注) 上記申込取扱場所は、当社が別段預金口座を設けている支店であり、申込取次業務は株式会社三井住友銀行の日本国内における本支店にて行うことができることといたします。

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋一丁目15番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,644,876,800	27,000,000	2,617,876,800

(注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、失権株式が生じた場合には減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、払込取扱金融機関等への手数料10,000千円、有価証券届出書及び目論見書等の作成費用7,000千円、登記関連費用等9,000千円、弁護士費用等1,000千円であります。なお、当該発行諸費用の概算額は、払込状況に伴い変動するものが含まれており、その詳細な金額を現時点において把握することは不可能であるため、今後変動する可能性があります。

4. 差引手取概算額は、払込状況により減少する可能性があります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額2,617,876,800円につきましては、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収事業を営んでおります子会社に対する貸付金に全額充当する予定です。

なお、当該子会社では、債権買取りの事業資金に充当する予定です。詳細は下表をご覧ください。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
債権管理回収事業を営む子会社（セブンシーズ債権回収株式会社）への貸付金 （子会社での具体的な使途は不動産担保債権の債権買取りの事業資金となります。）	2,617,876,800	平成25年12月から 平成26年3月

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年8月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年8月26日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第9期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年8月26日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

株主総会の議決権行使結果（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告（提出日：平成25年7月3日））

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成25年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の発行する普通株式について、100株を1株の割合で併合する。  
株式併合の効力発生日は平成25年10月1日とする。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 第1号議案の承認可決と効力発生を条件として、現行定款第6条の発行可能株式総数を2億5千万株から3,800,000株に変更し、第8条の単元株式数を1,000株から100株に変更する。なお、当該変更事項は平成25年10月1日をもって効力を生ずるものとする。

(2) 第9条（単元未満株式についての権利）の第4項、第10条（単元未満株式の買増し）を新設する。

(3) 上記変更に伴う条数の繰り下げを行うほか、株式併合の効力発生を条件とする変更については、平成25年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設ける。

## 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として藤堂裕隆、中島章智、関裕司の3氏を選任する。

## 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として松山昌司、土屋正武、坂田靖志の3氏を選任する。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として増田寛昭氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 株式併合の件	35,239	1,076	0	（注1）	可決（96.69％）
第2号議案 定款一部変更の件	35,302	1,013	0	（注1）	可決（96.87％）
第3号議案 取締役3名選任の件				（注2）	
藤堂 裕隆	35,864	451	0		可決（98.41％）
中島 章智	35,866	449	0		可決（98.41％）
関 裕司	35,869	446	0		可決（98.42％）
第4号議案 監査役3名選任の件				（注2）	
松山 昌司	35,859	456	0		可決（98.39％）
土屋 正武	35,859	456	0		可決（98.39％）
坂田 靖志	35,858	457	0		可決（98.39％）
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	35,731	584	0	（注2）	可決（98.04％）

（注） 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び委任状により当日出席された株主並びに出席した役員等、当社において確認が取れた株主による各議案の賛否が確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第9期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年8月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第10期第1四半期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

セブンシーズホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 仁智監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 高 志指定社員  
業務執行社員 公認会計士 来 嶋 真 也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセブンシーズホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セブンシーズホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月28日

セブンシーズホールディングス株式会社  
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山 口 高 志
指定社員 業務執行社員	公認会計士	來 嶋 真 也

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセブンシーズホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セブンシーズホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セブンシーズホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、セブンシーズホールディングス株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月28日

セブンシーズホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 仁智監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山口高志
指定社員 業務執行社員	公認会計士	來嶋真也

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セブンシーズホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。